

## 規制の事前評価書

### 1. 政策の名称

銀行等に対する議決権保有制限の緩和

### 2. 担当部局

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室

### 3. 評価実施時期

平成 20 年 3 月 3 日

### 4. 規制の目的、内容及び必要性

#### (1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

##### ① 現状

現行の銀行法では、銀行グループによる一般事業会社の議決権のある株式等への投資について、上限規制(銀行本体とその子会社の合算で5%以下、銀行持株会社とその子会社の合算で15%以下)が課されているが、イ)銀行又は銀行持株会社のベンチャーキャピタル子会社が保有するベンチャービジネス会社の議決権、ロ)銀行グループが経営改善のための計画に基づくデット・エクイティ・スワップにより保有した議決権等が、一定の要件の下、議決権保有制限の例外とされている。

長期信用銀行法、信用金庫法等の協同組織金融機関及び保険業法の各業法においても、同等の規制が課されている。

##### ② 問題点

この点については、イ)米国においては、一定の要件の下、金融持株会社(FHC)傘下の証券子会社等を通じて、本源的金融業務としてマーチャント・バンキング業務を行うことが認められている。国際競争力の強化の観点から、我が国銀行グループに対しても株式投資によるキャピタル・ゲインを得る道をより拡大していくことが適当でないか、ロ)企業再生等の局面においては、企業サイドには多様な資金調達を含めた計画を講じていくことが求められる。そうした局面において、銀行グループには、デットに限らず、エクイティまで含めた総合的な企業ファイナンスに関与していくことが求められるのではないかと、等の様々な指摘が存在する。

##### ③ 規制の改廃の目的及び必要性

企業再生等の局面においては、銀行グループによるデット及びエクイティを含む総合的な企業ファイナンスが求められる。このため、現行制度の枠組みを基礎として、地域密着型金融の一層の推進等の観点から、ベンチャービジネスの育成、企業再生(地域再生)等の分野を念頭に、議決権保有制限の例外措置を拡充することが適当と考えられる。

## (2) 法令の名称、関連条項

- ①銀行法第 16 条の 2、第 16 条の 3、第 52 条の 23、第 52 条の 24
- ②長期信用銀行法第 13 条の 2、第 16 条の 4
- ③信用金庫法第 54 条の 21、第 54 条の 22、第 54 条の 23、第 54 条の 24
- ④協同組合による金融事業に関する法律第 4 条の 2、第 4 条の 3、第 4 条の 4、第 4 条の 5
- ⑤労働金庫法第 58 条の 3、第 58 条の 4、第 58 条の 5、第 58 条の 6
- ⑥農業協同組合法第 11 条の 47、第 11 条の 48、第 11 条の 49、第 11 条の 50
- ⑦水産業協同組合法第 87 条の 3、第 87 条の 4
- ⑧農林中央金庫法第 72 条、第 73 条
- ⑨株式会社商工組合中央金庫法第 39 条、第 40 条
- ⑩保険業法第 106 条、第 107 条、第 271 条の 2

## (3) 規制の新設又は改廃の内容

- ① 銀行又は銀行持株会社が特定子会社(ベンチャーキャピタル会社)を通じて子会社とすることができる会社として、「経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を追加することとする。
- ② 特定子会社が取得又は保有する「経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」の議決権については、議決権の取得等制限規制を適用しないこととする。
- ③ 長期信用銀行(長期信用銀行法)、農協(農業協同組合法)、漁協等(水産業協同組合法)、信用組合(協同組合による金融事業に関する法律)、信用金庫(信用金庫法)、労働金庫(労働金庫法)、農林中央金庫(農林中央金庫法)、(株)商工組合中央金庫(株式会社商工組合中央金庫法)及び保険会社(保険業法)についても、銀行法の改正に準じて、所要の規定の整備を行うこととする。

## 5. 想定される代替案

ベンチャービジネスの育成、企業再生(地域再生)等の分野にかかわらず、銀行グループ等によるマーチャント・バンキング業務(投資家への販売又は自己の資産運用のために一般事業会社の株式等を保有すること。)に係る議決権保有については、議決権保有制限規制の例外とする。

## 6. 規制の費用

### (1) 遵守費用

#### ① 本案

銀行又は銀行持株会社において、一般事業会社の議決権ある株式等への出資について、上限規制を超えて国内の会社の議決権を保有したときの当局への届出に伴う費用が発生する。

## ② 代替案

本案と同様、銀行又は銀行持株会社において、一般事業会社の議決権ある株式等への出資について、上限規制を超えて国内の会社の議決権を保有したときの当局への届出に伴う費用が発生する。

## (2) 行政費用

### ① 本案

国において、銀行又は銀行持株会社からの届出に係る受付業務に伴う費用等が発生する。

なお、議決権保有制限規制の緩和の範囲をベンチャービジネスの育成、企業再生（地域再生）等の分野に限定していることから、議決権保有制限規制の例外として届出の対象となる会社は限定される。

### ② 代替案

ベンチャービジネスの育成、企業再生（地域再生）等の分野にかかわらず議決権保有制限規制の例外とすることから、本案に比べ、届出の受理や監督・検査に伴う費用が増大するものと考えられる。

## (3) その他の社会的費用

### ① 本案

議決権保有制限規制の緩和の範囲をベンチャービジネスの育成、企業再生（地域再生）等の分野に限定していることから、特になし。

### ② 代替案

ベンチャービジネスの育成、企業再生（地域再生）等の分野にかかわらず議決権保有制限規制の例外とすることから、他業禁止の趣旨の逸脱による銀行経営の健全性の毀損や銀行グループ等による産業支配等の懸念がある。

## 7. 規制の便益

### ① 本案

銀行グループ等による資金供給機能が強化され、企業は、銀行グループ等からデットとエクイティを合わせた総合的なファイナンスを受けることが可能となる。このため、ベンチャービジネスの育成、企業再生（地域再生）等による地域密着型金融の一層の推進等が可能となる。

また、この結果、銀行グループの収益機会の拡大にもつながるものと考えられる。

### ② 代替案

本案より広範な企業を対象として銀行グループ等による資金供給機能が強化され、デットとエクイティを合わせた総合的なファイナンスを受けることが可能となり得ることから、社会全体のエクイティ供給を増加させることが可能になる。

また、この結果、銀行グループの収益機会の拡大にもつながるものと考えられる。

## 8. 政策評価の結果

本案、代替案ともに、企業に対する総合的なファイナンスの提供、銀行グループ等の収益拡大という便益が生ずる。

一方、代替案による場合には、議決権保有制限規制の例外となる企業の範囲が広範となり、銀行の経営の健全性の毀損や銀行グループ等による産業支配等の懸念がある。

議決権保有制限の更なる緩和については、他業禁止の趣旨等を踏まえ、引き続き検討していく必要があるものの、現時点においては、現行制度の枠組みを基礎として、地域密着型金融の一層の推進等の観点から、ベンチャービジネスの育成、企業再生（地域再生）等の分野を念頭に、議決権保有制限の例外措置を拡充する本案を選択することが適当と考えられる。

## 9. 有識者の見解その他関連事項

金融審議会金融分科会第二部会報告「銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について」（平成 19 年 12 月 18 日）においては、銀行グループ等によるエクイティ保有の大幅な拡充については、他業禁止、議決権保有制限等の現行規制の本来の趣旨を踏まえて整理していく必要があり、引き続き検討していくことが適当と考えられるが、地域密着型金融の一層の推進等の観点から、ベンチャービジネスの育成、企業再生（地域再生）等の分野を念頭に、議決権保有制限の例外措置の拡充を検討すべきであるとされている。

## 10. レビューを行う時期又は条件

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。平成 25 年度に事後検証を実施。